

議案第186号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第13条関係）

ふ 頭 用 地 使 用 料

種 別		使 用 料	
		単 位	金 額
電 柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	230円
	第2種電柱		350円
	第3種電柱		470円
電 話 柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	200円
	第2種電話柱		320円
	第3種電話柱		440円
その他の柱類		1本1月まで ごとに	20円

共架電線	電柱に共架する場合		共架柱 1 本 1 月までごとに	2 2 0 円
	電話柱に共架する場合			2 5 0 円
公衆電話所			1 個 1 月までごとに	4 0 0 円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1 個 1 月までごとに	1 7 0 円
送電塔			1 月 1 平方メートルまでごとに	4 0 0 円
特別高圧架空送電線			1 月 1 メートルまでごとに	7 円
地下埋設物	埋設管その他これに類するもの	外径 0. 0 7 メートル未満のもの	1 月 1 メートルまでごとに	1 6 円
		外径 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		2 2 円
		外径 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		3 4 円
		外径 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		4 5 円
		外径 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		6 7 円
		外径 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		9 0 円
		外径 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1 1 0 円
		外径 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		1 8 0 円
		外径 1 メートル以上のもの		3 8 0 円
	その他のもの		1 月 1 平方メートルまでごとに	3 8 0 円

架空 工 作 物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	180円
		外径0.4メートル以上のもの		450円
	支持物		1月1平方メートルまでごとに	450円
	その他のもの			450円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルまでごとに	400円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルまでごとに	760円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルまでごとに	290円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

ふ頭用地使用料の額を改定するため、この条例を制定するものである。